

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2018年度第1回常任委員会 議事録

- 1 日時：2018年4月20日(金) 15：00～18：00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数8名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット(代表理事)：大西 健丞

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室長 佐藤 靖

経済界：永井 秀哉(欠席につき表決権委任：橋本委員)

経済界：鈴木 均

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子(欠席につき表決権委任：橋本委員)

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 富澤 麻琴

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第12回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (2) 第二号議案：コンセプト・ノート審査結果の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

5 報告事項

- (1) 財務状況の報告

事務局より、決算の進捗状況を説明した。JPF事業に関し監査の必要性について現状の報告がされた。また、個別事業返還金について、年度毎に速やかな返還に努めるよう意見があった。

- (2) パレスチナ・ガザ人道危機対応プログラムの修正報告

事務局より、パレスチナ・ガザ人道危機対応プログラムの修正について報告した。

- (3) 1月29日開催「福島談話ナイト～今を知り、明日を描く」イベント報告
 - (4) 2月13日開催JPF第6回メディア懇談会「福島7年目の現場から～心のケアをつなぐ3つの提案」(JPF復興庁コーディネイト事業報告)
 - (5) 3月2日開催「ロヒンギャ危機にみる難民と移民の諸問題-グローバル・コンパクトの可能性」イベント報告
- (3) (4) (5) について事務局より報告した。

- (6) RET Japan (RET)・日本救援行動センター(JARC)のNGOユニット退会についての報告
事務局より、上記2団体が2017年度をもって退会したことを報告した。2018年度現在、加盟団体が43団体であることを確認した。

- (7) 鎌倉新書との運営提携契約についての報告
事務局より、鎌倉新書と運営提携契約を締結したことを報告した。鎌倉新書が出版するメディアを通して寄付があった場合、寄付額の10%を支払う仕組みであることを報告した。

- (8) 2018年度当初予算全体及び各プログラム予算の確定に向けての状況報告
事務局より状況報告が行われた。また、NGOユニット全体会議においても再度状況報告をすることとした。予算額確定次第、別途申請書を受け付け、臨時で助成審査委員会を開催する。必要な場合には、結果はメール審議で対応することを検討することとした。

第二部

6 審議事項

- (1) 第一号議案：イエメン人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：1事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① 〈SCJ〉イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業(第3期)
条件付承認。

- ・ 概要表とログフレーム内に言及がある修了証明書について、申請書内に説明を追記すること。
- ・ 現在設定されている指標は、教育の成果指標としては効果測定の意味で弱い output ベースの指標のみとなっている。他方、セーブ・ザ・チルドレンのアライアンス全体では、Save the Children Quality Learning Environments, Learning and Wellbeing in Emergencies (LWiE), Social and Emotional Learning Assessment (ISELA) 等にグローバルレベルで取り組んでいる。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとセーブ・ザ・チルドレン・イエメンが、こうしたグローバルレベルでの動きについて、今後どのように取り組むのか方針を申請書に追記すること。また、可能であれば、より outcome ベースの成果指標に資する指標についても検討を行うこと。

- (2) 第二号議案：ミャンマー避難民人道支援にかかる事業計画の承認：3事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① 〈AAR〉ミャンマー避難民のための水・衛生環境改善および女性と子供のプロテクション

事業

条件付承認。今後条件の多い事案は再提出にすることも検討する。

- ・ Global WASH Cluster で定められている5つの minimum commitment を具体的に事業の中に組み込むこと。
- ・ コンポーネント1（WASH）とコンポーネント2（女性と子どものProtection）両方に関して、ISCGのセクター別 Guidance Note for Gender and Protection Mainstreaming に記載されている4つの Key Elements を事業内で明確にすること。
- ・ 女性のためのフレンドリースペース、および子どものためのフレンドリースペースについて、それぞれ多岐にわたる活動が想定されており、これらの施設運営の目的が不明瞭である。本事業を通して解決したい問題、達成したい目標を明らかにした上で、各活動を設定した申請書に改訂すること。
- ・ 女性のためのフレンドリースペース、および子どものためのフレンドリースペースについて、同様の活動をしている他機関、他団体について把握するとともに、その情報を申請書に反映すること。その際、子どものためのフレンドリースペースについては、識字教室を実施予定のため、他機関、他団体が運営している一時的な教育支援との重複をどのように避けるかを考慮すること。
- ・ 地滑りや土砂崩れなど雨季による事業実施への影響が予想されるため、本事業を実施する際の対策や配慮について明確にすること。
- ・ キャンプ内に設置されたトイレからの排水処理が適切に行われるということを明確に申請書に記載すること。
- ・ 予算設計書上、コックスバザールにも多くのフィールドスタッフが配置されている中、提携団体のダッカ本部から毎月5名（通期累計60回）の職員がコックスバザールに出張する想定となっているため、根拠について明確にし、適宜修正を行うこと。
- ・ コンポーネント2について、条件3において事業内容を整理するため、ログフレームについても見直しを行うこと。

② 〈IVY〉バングラデシュ人民共和国ミャンマー難民とホストコミュニティへの水・衛生事業再提出。以下の理由に基づき再提出とする。

- ・ IVYとして現地関連の基礎情報（NGO登録と事業申請、ビザ等含む）を正確に把握できていない。
- ・ 提携団体に求められた事業内容（キャンプ内のトイレ・井戸建設、ホストコミュニティでの井戸建設、シェルターキットの配布、生計向上の合計5つのコンポーネント）を申請するのではなく、IVYがどのような事業を行いたいのかを明確にしたうえで、IVYにしかできないこと（付加価値）を示し、主体性を確保した上での事業形成が必要である。
- ・ スフィアスタンダード、Global WASH cluster の5 minimum commitmentsとISCGのセクター別Guidance note for Gender and Protection Mainstreamingを把握した上での事業形成が必要である。

③ 〈PWJ〉コックスバザール県ウキア郡における緊急医療支援事業

条件付承認。

- ・ 医療行為に関する責任範囲が分かるよう、PWJと提携団体の間で、MOUを結ぶ等して明確にすること。
- ・ ホストコミュニティの住民と避難民のそれぞれのニーズを明確に記載すること。
- ・ ログフレームにおける「目指す成果」の「③水・衛生、栄養、家族計画に関する知識を得る機会ができる」に関して、知識を得る機会を提供することによりどのようなインパクトが期

待されるか分かる、成果指標を設定すること。

(3) 第三号議案：南スーダン難民緊急支援プログラムにかかる事業計画の承認：3事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈SCJ〉ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業（第2期）
承認。条件対応済みのため条件解除。

② 〈ADRA〉エチオピア ガンベラ州のクレ難民キャンプにおける衛生事業2期
承認。

③ 〈JISP〉ケニアにおける南スーダン難民の子どもへの緊急支援
条件付承認。

- ・ ログ・フレーム、指標についてCFSSのミニマムスタンダードを参照にし、「フォーカスグループ参加者の100%」の箇所を再考して頂きたい。
- ・ 日本人外部専門家の招聘について、何故この専門家を選定したのか等、意味付け、背景の説明を追記して頂きたい。

コメント：

- ・ 前期事業の学びを次の事業にどのように反映していくのか、今の時点で分かりにくいと思われるが、今後しっかりと反映して頂きたい。
- ・ CRC運営に関して、トイレがない状況で運営しているため、対策を施して頂きたい。

(4) 第四号議案：アフガニスタン人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画の承認：2事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈ADRA〉カブール市および周辺における帰還民・国内避難民の緊急食糧支援
再提出。以下の理由に基づき再提出とする

- ・ 事業名及び事業目的では、帰還民と国内避難民の双方が支援対象として記載されているが、実際のところ帰還民のみを支援対象としている事業内容となっており、国内避難民にどのように支援を届けるのか不明である。帰還民に特化した事業の場合は、なぜそのような事業デザインになったのか、説得力のある理由の記載が求められる。
- ・ 本事業でADRAが支援対象とする予定の3500人の裨益者はWFPからの支援を受けていないとの説明があったが、なぜWFPの支援を受けられていないのか、またクラスターにおいてどのような調整が行われた結果、ADRAが支援することになったかなど、はっきりとした背景説明がなされなかった。また、そもそも直接裨益者数を3500人としている、ダーゲティングの仕方・理由についてもより詳細な説明が求められる。
- ・ ログフレームにおいても次のように再考や書き換えが必要と思われる記述が見受けられる：
 - Output 指標として「ADRA はカブールに住む支援を必要とする世帯に必要な食糧支援をタイムリーに届ける」に対してどのように「タイムリーであったか」を測るのが不明である。

- ▶ 「リスク・外部要因」として記載されている項目のほとんどが、「前提条件」として記載されるべき項目である。また事業対象地に帰還民が流入することが本事業の前提にもなっているので、「裨益者が移動（引っ越し）をしない」という記述は「前提条件」・「リスク・外部要因」としても相応しくない記述だと思われる。

② 〈PWJ〉ロガール県における緊急人道支援承認。

(5) 第五号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：7事業審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈IVY〉イラク共和国帰還する子どもたちへの教育支援フェーズ1業（2期）条件付承認。

- ・ INEEのChild Safe Guardの安全指標に関して事務局と整理し、ログフレーム内に反映すること。

② 〈AAR〉シリア国内条件付承認。

- ・ 申請書5ページ、b) 裨益者選定について、対象者の書き方がわかりにくい為、より詳しい説明を加えて頂きたい（「国内避難民については全世帯を対象とする」という記載に関する説明や、支援の重複の確認方法等）。

コメント：コンポーネント2の補助具の供与について、対象者に供与する際、受領確認とともに、受領した人がその適切な維持管理の責任を担う旨を文書で確認して頂きたい。

③ 〈PARCIC〉シリア国内条件付承認。

- ・ 間接経費を減らすこと。またセキュリティの関係からプロジェクトマネージャーの雇用はすべきではないとのコメントがあった。

④ 〈WVJ〉シリア難民およびヨルダン人の子どもたちへの教育支援事業5条件付承認。

- ・ 予算設計書（渡航費明細）にて本部スタッフ（3名）の出張が5回計上されている点に関して、9ヶ月間の継続事業であることを鑑みて、出張の回数を再検討していただく必要がある。

⑤ 〈SCJ〉南レバノン県におけるシリア難民の子ども保護事業（第3期）条件付承認。

- ・ 事業統括のレバノンにおける滞在期間は、本事業期間のうち約1ヶ月となっており、それ以外は基本的に東京からの遠隔管理となっている。レバノンにおける支援団体関係者の就労許可はおりにくくなっているとはいえ、Humanitarian Visaでは基本的に3ヵ月まで滞在ができるため、今一度、現地統括の現地滞在期間を見直す必要がある。
- ・ SCJとして今後、この事業の成果をどのように出していくのか、その中長期的な視点も含め、ログフレームおよび申請書に書き入れること。

コメント：第1・2期事業においてケース・マネジメントが実施されている55件のケースに

関して、各ケースの実施状況と現金給付の金額を（事務局を通して）外務省と共有していただきたい。

⑥ 〈PARCIC〉トルコにおけるシリア難民脆弱層のための保護と食料支援（第6期）
条件付承認。但し、CFSが復活するのであれば、改めて審査すること。

- ・ 前回(2月)の申請内容であるチャイルド・フレンドリー・スペース（CFS）の事業内容と本申請（再提出）の就学支援事業内容の双方の強みを組み入れた事業形成とし、申請内容を修正して頂きたい。

⑦ 〈JCCP〉トルコ共和国メルスィン市における脆弱性の高いイラク・シリア難民保護支援事業

再提出。以下の理由により、全体的に事業形成を再編して頂きたい。

- ・ 本事業の目的に対して、何に力点を置いて事業を実施していくのか不明確であるため、コンポーネントの構成を見直すべきである。例示すれば、【コンポーネント2：情報提供と個別支援の実施】を中心事業に据えるならば、【コンポーネント1：現地団体の実施体制整備】はコンポーネント2を補完するための事業として位置づけるのが適当であると思料する。また、【コンポーネント3：食糧バウチャーの配布】については、食糧に限定する必要はなく、NFIなども可とした上で、コンポーネント2の一部に組み入れるのが適当であると思料する。
- ・ コンポーネント内で裨益者の重複が見受けられるため、整理して記載して頂きたい。

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告

(2) 次回開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2018年度第 2回常任委員会：2018年5月16日（水）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 3回常任委員会：2018年6月21日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 4回常任委員会：2018年7月19日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 5回常任委員会：2018年8月24日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 6回常任委員会：2018年9月20日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 1回共生常任委員会：2018年6月22日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上